

# 津山市立東小学校 いじめ問題対策基本方針

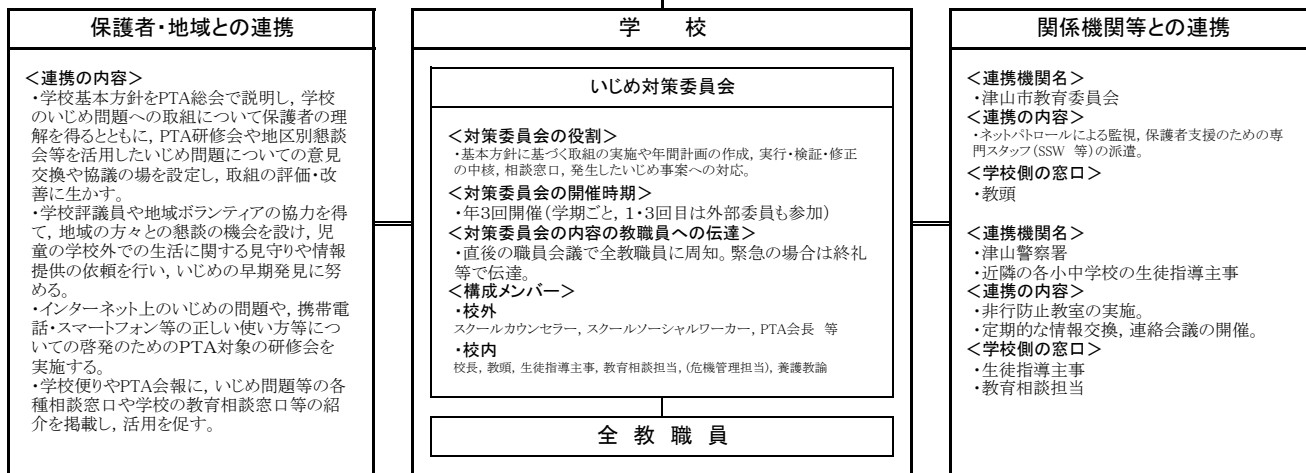
平成30年12月 策定 令和6年4月 改訂

## めざす子ども像

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子。
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感や有用感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭(随時、危機管理担当・PTA会長も)が参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題解決のための取組を行う。また、児童のソーシャルネットワークサービス(SNS)等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために各学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図ったり早期対応に生かしたりする。
- <重点となる取組>**
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
  - ・「いじめについて考える週間」において児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
  - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、5～6学年の児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



## 学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p><b>(教員研修)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童のインターネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li> <li>・いじめを生まないためには「規律」「学力」「自己有用感」を高めることが重要であることを認識し、研究部だけでなく生徒指導部も積極的に参画した校内研修を行う。</li> </ul> <p><b>(児童会活動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える週間において、児童会主催の、児童生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> <p><b>(居場所づくり)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等、特別活動の中で、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p><b>(情報モラル教育)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、4～6学年において1時間以上行う。</li> </ul>
② 早 期 発 見	<p><b>(実態把握)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p><b>(相談体制の確立)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かい声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p><b>(情報共有)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や言動があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> <li>・学年団会で、細かに情報共有を行う。週に一度、終礼で全職員で共通理解を図る。</li> </ul> <p><b>(家庭への啓発)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p><b>(いじめの有無の確認)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったりした時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p><b>(いじめへの組織的対応の検討)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を早急に開催する。</li> </ul> <p><b>(いじめられた児童への支援)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p><b>(いじめた児童への指導)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす悪影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>